

埼玉県立大学学生の懲戒に関する規程

平成22年4月1日

規程第102号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第82条の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の内容)

第2条 懲戒の内容は次の各号のとおりとする。

- 一 退学とは退学させることをいう。この場合、学則第57条及び第73条第1項で規定する再入学は認めない。
- 二 停学とは登学を禁止することをいう。期間は、無期又は6か月以下の有期とする。
- 三 訓告とは大学の教育的意思表示として、文書により注意を与え、将来を戒めることをいう。

(状況報告)

第3条 教職員は、学生に学則第38条第1項に該当する行為（以下「懲戒対象行為」という。）があったことを知ったときは、速やかに懲戒対象行為を行った学生が所属する学科の学科長へ報告するものとする。

2 前項の報告を受けた学科長は、速やかに学長へ報告するものとする。

(学生懲戒審査委員会による調査等)

第4条 学長は、懲戒対象行為に係る調査等が必要と判断した場合、学生懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。ただし、当該行為が埼玉県立大学履修規程（平成22年規程第105号）第8条又は埼玉県立大学大学院履修規程（平成22年規程第116号）第7条に規定する不正行為に抵触するおそれがあると認めるときは、学長は、委員会を設置する前に、学部長又は研究科長に対し、当該授業科目責任者、試験監督者等への調査を行い、その結果を報告するよう指示するものとする。

2 委員会は、懲戒対象行為に係る事実関係について調査し、懲戒処分の要否及び懲戒処分案について審議を行ったうえで、報告書を作成し、学長に報告するものとする。

3 前項の審議にあたっては、当該学生にその旨を告知し、口頭又は書面による弁明の機会を与えるものとする。ただし、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(委員会の組織)

第4条の2 委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 学部長又は研究科長
- 二 副局長
- 三 学長が指名する教職員2人以内
- 四 その他委員長が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、学部長又は研究科長をもって充てる。

第5条 削除

(処分の決定)

第6条 学長は、懲戒処分を決定し、書面により当該学生に通知する。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(無期停学の解除)

第7条 第2条第2号の無期停学処分について、処分通知日から起算して6か月を経過した後、学科

長から停学の解除が妥当であるとの提案があったときは、学長は当該学生の無期停学を解除することができる。

(読替)

第8条 この規程の大学院の学生への適用にあたっては、「学科」を「研究科」に、「学科長」を「研究科長」にそれぞれ読み替えるものとする。

(庶務)

第8条の2 委員会の庶務は、事務局学生・就職支援担当が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年11月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。